



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 免 疫 生 物 研 究 所  
(コード番号：4570)  
本店所在地 群 馬 県 高 崎 市 あ ら 町 5 番 地 1  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 清 藤 勉  
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 木 下 憲 明  
電 話 番 号 027-310-8040 (代表)  
U R L <http://www.ibl-japan.co.jp>

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第27期定時株主総会にて、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決裁の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が施行され、上場会社の株式は、株式振替制度(いわゆる株券の電子化)に一斉移行されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および附則の新設等の所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (金)  
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (金)

以上

(別紙)

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	定款変更案
<p>第1条～第7条(条文省略) (株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第1条～第7条(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	定款変更案
<p>(基準日)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者としてすることができる。</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>┆</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第51条</u> 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者としてすることができる。</p> <p>(招集)</p> <p><u>第12条</u> 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>┆</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第50条</u> 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>